

愛媛県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県石油コンビナート等防災本部条例 昭和51年7月16日 条例第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、愛媛県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>愛媛県石油コンビナート等防災本部条例 昭和51年7月16日 条例第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第8項の規定に基づき、愛媛県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>